

し、單にメーデーに於ける成果を破壊せしめたるのみならず、組合對立の意識を醸成せしめたる不祥なる經驗の多くを有するのである。

これは、平素その指導精神に於いて、全然相容れざる各種の團體を、メーデーの當日のみ一個の指導精神に集結せんとしたる机上的理想論が、勞働階級自體の不統一を社會に暴露した根因となれるものである。

よつて一九三四年以後のメーデーは、日本勞働組合會議の指導精神を主體とし、これに賛同する團體を參加せしむる方法により、眞にメーデー本來の目的を貫徹しなければならぬ。

實 行 方 法

- 一、日本勞働組合會議に加盟せる組合は各地方にメーデー對策協議會を持ちその指導精神に賛意を持つと認めらるる組合を勸誘する事。
- 二、日本勞働組合會議に臨時メーデー對策委員會を置き全國的に宣言決議の兩案並びにスローガンを統一すること。

第五號議案 失業保險法制定促進に關する件

執行委員會提出

主 文

日本勞働組合會議第二回大會は、我國現下の失業問題に對し、これが正常にして且つ基本的なる救済策として、失業保險法

を制定することを當面の緊急事と認め、左記要綱に基きこれが即時制定を期す。

失業保險法要綱

- 一、保險の種類——國營強制失業保險制度たること
- 二、被保險者の範圍——
 - (イ) 現行健康保險法及び勞働者災害扶助法の適用範圍より始めること。
 - (ロ) 日傭勞働者に對しては、日傭勞働者失業共済法を制定適用すること。
- 三、失業の意義——
 - (イ) 本法の失業者とは、勞働能力あり眞に求職しつゝあるに拘はらず、適當なる職業に就き能はざる者を謂ふ。
 - (ロ) 所謂一部失業者及び間歇的失業者に對しても失業給付をなすこと。
- 四、待期——三日とすること。
- 五、失業保險給付——給付額を平均一圓とすること。
- 六、保險給付の期間——百八十日とすること。但し、それ以上の失業者に對しては特別の救護方法を採ること。
- 七、失業者の再就職——
 - (イ) 就職のための旅行手當を支給し及び運賃を無料とすること。
 - (ロ) 職業教育を施し再就職の機會を與ふること。
 - (ハ) 其他再就職のために必要なる道具衣服等を給與すること。